

Mayso Golf Lab 利用規約

本規約は、Mayso Golf Lab こと岩本 隆（以下「当ラボ」といいます。）が運営するゴルフ練習場または当ラボのゴルフレッスンを受講される会員（本規約所定の手続に基づいて契約を締結された方をいい、以下「会員」といいます。）に対して適用されるものです。

入会前に必ず内容をご確認いただき、ご理解いただいた上でお申し込みください。

第 1 条（入会手続）

当ラボへの入会を希望される方は、本規約及び当ラボの定める方法に従い、申し込むことができます。

第 2 条（入会資格）

当ラボへの入会を希望される方は、次の各号のすべてに該当する場合のみ、入会することができます。いずれか 1 つでも該当しない項目がある場合は、入会をお断りすることがあります。

- ①本規約に同意いただくこと。
- ②入会申込書その他当ラボに提出した書面や提供した情報に虚偽がないこと。
- ③申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかである場合に、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていること。
- ④反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。外見上、反社会的勢力等であると疑われる者を含みます。）でないか、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っていないこと。
- ⑤医師等に運動を禁じられていないこと。
- ⑥過去に、当ラボの利用契約の解約がなされていないこと。ただし、解約された方であっても、解約の原因が解消された場合等で、当ラボが検討した結果、再入会を認める場合があります。

第 3 条（利用契約の成立）

- 1 当ラボへの入会を希望される方から第 1 条に基づく申込みを受領し、当ラボが審査した結果、会員とすることを認めた時に、当ラボの利用契約が成立し、会員資格を取得します。
- 2 会員は、入会時に当ラボが定める入会金及び事務手数料を支払う義務を負います。

第 4 条（会員の種別）

1 会員の種別は、次のとおりとします。

①レッスン会員：当ラボが定めるプランに応じて、当ラボのコーチのレッスン（1 レッスン 50 分）を受けられるとともに、当ラボが別途定める方法により、当ラボの施設を利用することができます。毎月のレッスン回数に限りのあるプラン（月 2 回または月 4 回）の場合、月 4 回のプランのみ、翌月に限り、未使用のレッスンを 2 回まで繰り越すことができます。

②セルフ会員：当ラボが別途定める方法により、当ラボの施設を利用することができます。

2 会員の種別は、当ラボが別途定める方法により、毎月 10 日までに申し出ること、翌月から変更することができます。

第 5 条（月会費）

1 会員は、会員の種別に応じて当ラボが定める月会費を支払う義務を負います。

2 前項の義務は、会員が当ラボを一切利用しなかった月においても発生します。

3 会員が月の途中で入会した場合は、日割りした月会費をいただきます。会員が月の途中で休会または退会した場合においても、月会費の日割りはいたしません。

4 当ラボは、会員に対してあらかじめ通知することにより、月会費を途中で変更することができます。

第 6 条（月会費の支払方法）

1 会員は、第 5 条に定める月会費を、前月 20 日までに支払います。

2 月会費の支払方法は、口座引き落とし、クレジットカードとします。

第 7 条（休会）

1 会員は、当ラボが定める方法により、毎月 10 日までに休会手続きをすることで、翌月から休会することができます。

2 会員は、休会時は月会費の支払義務を免れ、休会費として月額 3,300 円（税込）を支払う義務を負います。

3 会員の最大休会期間は、休会開始月から 3 ヶ月目までとします。

4 会員は、休会中に退会することができます。

第 8 条（退会）

- 1 会員は、当ラボが定める方法により、毎月 10 日までに退会手续をすることで、当月末に退会することができます。毎月 11 日以降に手続をした場合は、翌月末の退会となります。
- 2 会員が、退会手続時において当ラボに対して支払っていない月会費または休会費その他の費用がある場合は、退会時まで支払わねばなりません。

第 9 条（レッスンの受講）

- 1 レッスン会員がレッスンをお休みまたは遅刻される場合は、レッスン開始時間の 3 時間前までに当ラボまでご連絡ください。
- 2 レッスン開始時間までにお休みのご連絡をいただかないままお休みされた場合は、レッスンの回数を 1 回消費することとします。
- 3 レッスン開始時間に遅刻した場合は、レッスン時間の延長はいたしません。
- 4 災害、設備のメンテナンス、担当コーチの体調不良等の、会員の責に帰すべき事由以外の事由によりレッスンができなかった場合は、レッスン日を振り替えることとします。

振替日は翌月以降になる場合があります。

- 5 担当コーチは、当ラボの都合により、変更させていただくことがあります。
- 6 会員が当ラボ来場時にお子様を連れてこられる場合は、お子様が怪我をしたり、他の会員やコーチの迷惑にならないようご注意ください。お子様のラボ内での事故については、当ラボは一切責任を負いません。

第 9 条（禁止事項） 会員は、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはいけません。

- ①本規約または当ラボが定める諸規則に違反する行為
- ②危険な行為、暴力行為、火気を使用する行為または刃物等の危険物を持ち込む行為
- ③担当コーチまたは他の会員への迷惑行為、飲酒または薬物を使用しての当ラボの利用
- ④当ラボの会員以外の第三者を当ラボに立ち入らせる行為
- ⑤施設、備品もしくは器具等を損壊するまたは持ち出す行為
- ⑥営業行為、勧誘行為、政治活動または署名活動
- ⑦会員としての権利を第三者に使用させる行為
- ⑧事前に許可を得ることなく、写真撮影、録画、録音する行為
- ⑨法令や公序良俗に反する行為

⑩その他、当ラボの会員としてふさわしくないと認める行為

第 10 条（損害賠償）

1 会員が、故意または過失により、他の会員に損害を与えた場合は、会員間で協議の上解決するものとし、当ラボは関与せず、会員は当ラボに対して仲裁等の協力を求めることはできません。

2 会員が、故意または過失により、当ラボのコーチまたは当ラボの施設、備品もしくは器具等に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負います。

3 当ラボは、当ラボまたは当ラボのコーチが故意または重過失によって会員に損害を被らせた場合のみ賠償義務を負い、それ以外の場合は一切責任を負いません。

第 11 条（自動退会） 会員は、次の各号に該当した場合は、自動的に退会するものとします。

①第 2 条各号に該当しないことが判明した場合

②3 ヶ月を超えて休会した場合

③3 ヶ月分以上会費を滞納した場合

④会員が死亡した場合

第 12 条（強制退会）

会員が本規約に違反し、当ラボが強制退会を相当と判断した場合は、当ラボが通知することにより、当該会員を強制退会させることができます。

第 13 条（改定） 本規約の改定は、当スタジオのホームページにて告知します。改訂後の本規約については、当ラボが別途定める場合を除いて、ホームページ上に告知した時点より、効力を発するものとし、会員様は、本規約の改訂に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

第 14 条（合意管轄）

当ラボの利用または本規約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日：2024 年 4 月 15 日